

# 東京証券取引所における信用取引に関連する主な規定（抜粋）

（平成20年12月12日現在）

## 受託契約準則

（信用取引口座設定約諾書の差入れ）

第5条 顧客は、有価証券の売買の委託につき、信用取引口座を設定しようとするときは、その旨を取引参加者に申し込み、その承諾を受けるものとする。

2 顧客は、前項の申込みにつき、取引参加者の承諾を受けた場合には、取引所が定める様式による信用取引口座設定約諾書に所定事項を記載し、これに署名又は記名押印して、取引参加者に差し入れるものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による約諾書の差入れについて準用する。

（委託の際の指示事項）

第6条 顧客は、有価証券の売買の委託（次条に規定する有価証券の売買の委託を除く。）をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。

（9）信用取引により行おうとするときは、その旨

（10）信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとするときは、その旨

（11）顧客が取次者（取引参加者に有価証券の売買の委託をした顧客が、金融商品取引業者である場合であって、当該委託が取引参加者に対する有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下同じ。）である場合において、信用取引に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときは、その旨

（12）顧客が取次者である場合において、信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときは、その旨

2 信用取引口座を有する顧客が有価証券の売買の委託につき、前項第9号の指示を行わなかった場合には、当該売買は信用取引によることができない。

3 顧客は、信用取引による売付け又は買付けを委託する場合には、制度信用取引によるものか一般信用取引によるものかの別を取引参加者に指示するものとする。

（口座振替による受渡し）

第27条

2 取引参加者は、次の各号に掲げる場合には、当該顧客のために保管振替機構が定める外国株券等の保管及び振替決済に関する規則に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、保管振替機構における口座の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

（1）顧客から外国株券等又は外国新株予約権証券等の売買の委託を受けた場合（信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買の委託を受けた場合を除く。）

（2）顧客から外国株券等に係る信用取引による買付代金の貸付けの弁済の申し出を受けた場合（当該弁済に伴い顧客に当該外国株券等の引渡しを行う場合に限り。）

（信用取引に係る委託保証金の差入れ）

第39条 信用取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、次の各号に定める額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日の正午までに差し入れるものとする。

（1）差入れの際、当該顧客の信用取引に係る受入保証金がない場合

a 当該信用取引に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額（以下この条において「通常の最低限度額」という。）が30万円以上のときは、その額

b 当該信用取引に係る通常の最低限度額が30万円に満たないときは、30万円

（2）差入れの際、当該顧客の信用取引に係る受入保証金がある場合

a 当該信用取引に係る通常の最低限度額と当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額（第45条第1項に規定する計算により算出した受入保証金の総額をいう。以下同じ。）との合計額が30万円以上のときは、当該信用取引に係る通常の最低限度額

b 当該信用取引に係る通常の最低限度額と当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額との合計額が30万円に満たないときは、その差額を当該信用取引に係る通常の最低限度額に加算した額

（信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用）

第40条 信用取引に係る委託保証金は、有価証券をもって代用することができる。

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価（次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第45条第2項において同じ。）に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。

（1）国内の金融商品取引所に上場されている株券（外国投資証券を含み、投資信託受益証券及び投資証券を除く。） 100分の80

（2）国債証券 100分の95

（3）地方債証券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。） 100分の85

（4）特別の法律により法人の発行する債券

政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの 100分の90  
その他のもの 100分の85

（5）国内の金融商品取引所に上場されている社債券（転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。以下この条において同じ。）又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。） 100分の85

（6）国内の金融商品取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。） 100分の80

（7）国内の金融商品取引所に上場されている交換社債券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。） 100分の80

（8）国内の金融商品取引所に上場されている外国国債証券 100分の85

（9）国内の金融商品取引所に上場されている外国地方債証券 100分の85

（10）国際復興開発銀行円貨債券 100分の90

（11）アジア開発銀行円貨債券 100分の90

（12）前4号に掲げる債券の発行者を除く外国法人の発行する円貨建外国債券（国内の金融商品取引所に上場されているものに限る。） 100分の85

（13）投資信託受益証券及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）

公社債投資信託の受益証券 100分の85

その他のもの 100分の80

3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

（1）前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

国内の金融商品取引所における最終価格

（国内の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

（2）前項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの

社団法人投資信託協会が発表する時価

（3）前2号に掲げる有価証券以外の有価証券のうち日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値

- (4) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの  
国内の金融商品取引所における最終価格  
(国内の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付け)

- 第41条 取引参加者は、信用取引による売付けについては、当該売付けの決済日に当該売付代金及び委託保証金を担保として当該売付有価証券の貸付けを行うものとし、信用取引による買付けについては、当該買付けの決済日に当該買付有価証券及び委託保証金を担保として当該買付約定価額の全額に相当する金銭の貸付けを行うものとする。ただし、第50条第2項に規定する調整が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けは、株式分割(優先出資分割、受益権の分割及び投資口の分割並びに外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。)又は株式無償割当て(外国株預託証券に係るこれと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。)の効力発生日にそれぞれ行ったものとみなす。
- 2 貸借銘柄について、前項の有価証券又は金銭の貸付けを制度信用取引により行う場合は、取引参加者は、取引所の定める品貸料を、有価証券の貸付けを受けている顧客から徴収し、金銭の貸付けを受けている顧客に交付するものとする。

(品貸料を授受する期間)

- 第42条 前条第2項の規定による品貸料の授受は、貸付けの日から弁済の日の前日までとする。

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限)

- 第43条 信用取引による売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、貸付けの日の翌日とし、その3日前(取引所の休業日を除外する。)の日までに弁済の申し出をしない場合は、逐日(取引所の休業日を除外する。)これを繰り延べるものとする。ただし、制度信用取引においては、当該信用取引による売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が取引所の休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下同じ。)から起算して4日目の日を超えて繰り延べることができない。
- 2 第50条第2項に規定する調整が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式の売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日から起算して4日目の日を超えて繰り延べることができない。

(信用取引に係る委託保証金の引出し等の制限)

- 第44条 取引参加者は、顧客から信用取引に係る委託保証金として差し入れられている金銭又は有価証券を、未決済勘定の決済前に引き出させ又は委託保証金として差し入れさせべき金銭の額に充当してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。
- (1) 引き出させ又は充当する際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引(当該受入保証金に係るものに限る。次条及び第48条において同じ。)に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額(引き出させる場合において、その額が30万円に満たないときは30万円)を超えている場合には、その超過額(充当する場合において、当該超過額が、当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額に第39条の規定により差し入れられるべき委託保証金の額を加算した額と30万円との差額に相当する額を超えるときは、その超える部分の額を控除した額。以下この号及び次号において同じ。)に相当する金銭又はその超過額を第40条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券
- (2) 充当する際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引(当該受入保証金に係るものに限る。)に係る一切の有価証券の約定価額から反対売買を行った有価証券の約定価額(信用取引を行った日に反対売買を行い、同日に他の信用取引を行った場合における当該反対売買を行った有価証券の約定価額を除く。)を控除した額に100分の30を乗じた額を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を第40条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券
- (3) 未決済勘定の一部を決済するために引き出させる際における当該顧客の信用取引に係る受入

保証金の総額が、当該顧客の信用取引(当該受入保証金に係るものに限る。)に係る一切の有価証券の約定価額から決済する未決済勘定に係る信用取引の有価証券の約定価額を控除した額に100分の30を乗じた額(その額が30万円に満たないときは、30万円)を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を第40条第2項各号に規定する率をもって除して得た額に相当する有価証券

- (4) 決済(反対売買による決済を除く。)する未決済勘定に係る信用取引により買い付けた有価証券又は売り付けた有価証券の売付代金の全部を委託保証金として差し入れさせることを条件に、当該決済をするために引き出させる場合には、第39条の規定により顧客から差し入れられた一切の委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券(当該差入れ後における受入保証金の総額が当該顧客の信用取引(当該受入保証金に係るものに限る。)に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じた額(その額が30万円に満たないときは、30万円)以上となる場合に限る。)
- (5) 未決済勘定の全部を決済するために引き出させる場合には、第39条の規定により顧客から差し入れられた一切の委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券
- (6) 信用取引により売り付けた有価証券が権利落し、当該権利落に伴い顧客が負担することとなった額を支払わせるために引き出させる際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引(当該受入保証金に係るものに限る。)に係る一切の有価証券の約定価額に100分の30を乗じた額(その額が30万円に満たないときは、30万円)を超えている場合には、その超過額に相当する金銭
- (7) 当該顧客が委託保証金として差し入れている金銭又は有価証券の差換えをする場合には、当該金銭又は有価証券に相当する額の金銭又は有価証券
- 2 前項第1号から第4号まで及び第6号並びに次条第3項の約定価額は、信用取引に係る一切の有価証券のうち権利落後の有価証券があり、権利の価額を当該有価証券の売付代金又は買付代金から控除することにより未決済勘定の決済を行う場合(前項第1号(充当する際に限り、当該権利落に伴い、顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。))及び第2号(当該権利落に伴い、顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。))並びに次条第3項の約定価額は、顧客が金融商品取引業者と当該決済を行うことを約している場合を含む。)には、権利の価額を控除した価額とする。

(信用取引に係る受入保証金の計算方法)

- 第45条 信用取引に係る受入保証金の総額は、その顧客の信用取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失からその利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額、反対売買による損失額及び当該顧客の信用取引につき負担すべきもの(未決済勘定中の一部に決済があった場合において、なお当該顧客の債務が残存しているとき(当該債務が借入金その他の債務として当該取引参加者との間で新たな債権債務関係となったものを含む。))はその残存額を含む。)に相当する額(前条第1項第6号に規定する受入保証金の総額について計算する場合は、売り付けた有価証券が権利落したことに伴い顧客が負担することとなった額を除く。)を差し引いて計算するものとする。ただし、前条第1項第3号に規定する受入保証金の総額については、決済する未決済勘定に係る計算上の損失額に相当する額、反対売買による損失額及び当該顧客の信用取引につき負担すべきものに相当する額を差し引かないものとする。
- 2 信用取引に係る受入保証金の総額の計算において、当該受入保証金の全部又は一部が有価証券をもって代用されている場合におけるその代用価格は、計算する日の前日の当該有価証券の時価に第40条第2項各号に掲げる率を乗じて得た額によるものとする。
- 3 第1項の相場の変動に基づく損益は、当該有価証券の約定価額と計算する日の前日の時価(前日の最終価格(取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。以下同じ。))前日に約定価格(取引所において気配表示された最終気配値段を含む。))がないときはその直近の日の最終価格)により評価した価額との差損益とする。

(信用取引に係る計算上の利益の引出し等の制限)

- 第46条 取引参加者は、その顧客の信用取引に係る有価証券の相場の変動により計算上の利益を生じた場合において、その利益額に相当する金銭又は有価証券を交付し又は委託保証金として差し入れさせべき金銭の額に充当してはならない。

(信用取引に係る委託保証金の追加差入れ)

第47条 取引参加者は、その顧客の信用取引に係る有価証券の相場の変動により計算上の損失を生じている場合には、その損失額に相当する額を委託保証金として追加差入れさせることができる。

（信用取引に係る委託保証金の維持）

第48条 取引参加者は、信用取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の信用取引に係る有価証券の約定価額から反対売買を行った有価証券の約定価額を控除した額に100分の20を乗じて得た額を下ることとなったときは、当該控除後の約定価額に100分の20を乗じて得た額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までに追加差入れさせなければならない。

（株式分割等による株式を受ける権利等が付与された場合の有価証券の弁済）

第49条 株式分割等による株式を受ける権利（株式分割による株式（優先出資、受益権及び投資口並びに外国株預託証券に表示される権利を含む。以下この条及び次条において同じ。）を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。）、新株予約権（募集株式の割当てを受ける権利並びに優先出資、新受益権及び外国株預託証券に表示される権利の割当てを受ける権利を含む。以下同じ。）又は新株予約権の割当てを受ける権利（以下「株式分割等による株式を受ける権利等」という。）が付与された有価証券についての信用取引による有価証券の貸付けの弁済期日が、当該株式分割等による株式を受ける権利等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券をもってこれを行うものとする。

（株式分割等による株式を受ける権利等が付与された場合の調整）

第50条 取引参加者が顧客に対し、株式分割等による株式を受ける権利等が付与された有価証券について、制度信用取引による金銭の貸付けを継続する場合においては、買付約定価額から取引所が定める株式分割等による株式を受ける権利等の価額（以下「権利処理価額」という。）を差し引いた金額によるものとし、制度信用取引による有価証券の貸付けを継続する場合においては、担保として提供を受けた売付代金の額から取引所が定める権利処理価額を差し引くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割による株式を受ける権利又は株式無償割当てによる株式を受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類株式が付与される場合に限る。）が付与された場合（当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日が、当該株式分割又は株式無償割当ての効力発生日である場合に限る。）で、取引所の定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式（自己株式が交付される場合の当該自己株式を含む。）が割り当てられたときは、売付有価証券及び買付有価証券の数量は、当該数量を当該新株式割当率に1を加えた数を乗じた数量に調整し、売付価格及び買付価格は、当該価格に当該新株式割当率に1を加えた数で除した価格に調整するものとする。

（他市場制度信用取引の未決済勘定）

第50条の2 顧客の他市場制度信用取引（国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品賃料及び弁済の繰延期限について当該他の金融商品取引所の規則に定めるところに従って行う信用取引をいう。以下同じ。）に係る未決済勘定を、取引所が定めるところにより制度信用取引に係る未決済勘定として取り扱うことについて、取引参加者と顧客が合意した場合は、当該他市場制度信用取引に係る未決済勘定及びこれに係る委託保証金は、制度信用取引に係る未決済勘定及びこれに係る委託保証金とみなす。この場合において、当該制度信用取引による売付け又は買付けが成立した日は、当該他市場制度信用取引による売付け又は買付けが成立した日とする。

（顧客の決済不履行の場合の措置）

第53条 顧客が、所定の時限までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付しないとき、発行日決済取引に関し預託すべき委託保証金又は損失計算が生じた場合において損失に相当する額の金銭を取引参加者に預託しないとき及び信用取引に関し預託すべき委託保証金若しくは支払うべき金銭を取引参加者に預託せず若しくは支払わないとき又はその貸付けを受けた買付代金若しくは売付有価証券の弁済を行わない場合には、取引参加者は、任意に、当該売買又信用取引を決済するために、当該顧客の計算において、売付契約又は買付契約の締結（その委託を含む。）を行うことが

できる。

2 取引参加者が前項により損害を被った場合においては、顧客のために占有する金銭及び有価証券をもって、その損害の賠償に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払を顧客に対し請求することができる。

## 信用取引・貸借取引規程

（新株予約権証券等の信用取引の禁止）

第3条 取引参加者は、新株予約権証券、上場廃止の基準に該当した銘柄その他当取引所が適当でないとして認められた銘柄について、信用取引を行ってはならない。

（信用取引における貸付けに係る対価の算出）

第5条の2 取引参加者は、信用取引に関し、顧客から徴収すべき有価証券又は金銭の貸付けに係る対価の額の算出においては、社内対当の状況及び貸借取引等による有価証券又は金銭の調達に要する費用、有価証券又は金銭の貸付けに係る事務手続に要する費用その他の費用を勘案するとともに、売付顧客と買付顧客の負担に係る取扱いにつき公平を欠くことのないよう配慮しなくてはならない。

（信用取引に関する通知書の送付）

第6条 取引参加者は、信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対して、当該信用取引に関する通知書を毎月送付するものとする。ただし、顧客が認可金融商品取引業協会に所属する金融商品取引業者である場合については、この限りでない。

- 制度信用取引に係る前項に規定する通知書には、銘柄、売付け又は買付けの別、数量、約定値段、売買成立日及び最終弁済申出期限を記載しなければならない。
- 一般信用取引に係る第1項に規定する通知書には、前項に掲げる事項のほか、顧客との間で合意した品賃料の内容を記載しなければならない。
- 取引参加者は、第1項の規定による通知書の送付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第56条（第1項第1号二、第2項第3号ロ及び第4号を除き、同項第3号中「に掲げられた取引を最後に行った」とあるのは「を記録した」と読み替える。）に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、当該通知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取引参加者は当該通知書を送付したものとみなす。
- 前項の規定による承諾を得た取引参加者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該顧客に対し当該通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該顧客が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止）

第7条 取引参加者は、株券（優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）及び外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）を含む。）、不動産投資信託証券（投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託の受益証券又は投資証券をいう。）、指標連動型投資信託受益証券（特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動する投資成果を目指す投資信託の受益証券をいう。）、外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。）のうち制度信用取引を行うことができる銘柄（以下「制度信用銘柄」という。）以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。

（他市場制度信用取引の未決済勘定）

第15条 制度信用銘柄である銘柄（国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄に限る。）が、当該他の金融商品取引所のいずれかにおいて当取引所が別に定める態様により上場廃止となる場合であって、かつ、当該上場廃止となる国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における顧客の当該銘柄の売買に係る他市場制度信用取引（国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰延期限について当該他の金融商品取引所の規則に定めるところに従って行う信用取引をいう。以下同じ。）に係る未決済勘定を制度信用取引に係る未決済勘定として取り扱うことについて、その旨及び取扱いを開始する日を取引参加者と当該顧客が合意したときは、当該他市場制度信用取引に係る未決済勘定は、当該日以後制度信用取引に係る未決済勘定とみなす。この場合において、当該日は、当該上場廃止の日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）以後の日であることを要するものとする。

## 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則

（当取引所が定める上場の態様）

第10条 規程第15条第1項に規定する当取引所が別に定める態様は、次に掲げるものをいう。

- （1）国内の他の金融商品取引所に対して制度信用銘柄である銘柄の上場の廃止が申請されたこと。
- （2）株券等又は投資証券が第2条第3項又は第2条の2第5項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券又は投資証券が、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。
- （3）株券等又は投資証券が第2条第6項又は第2条の2第6項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券等又は投資証券が、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。

## その他の規定

### 1 有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則

（有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置）

第1条 業務規程第65条、国債証券に係る有価証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第43条、株価指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第38条、株券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第48条、国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第43条並びに株価指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第47条の規定に基づき、当取引所が有価証券の売買等又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）信用取引による売付け若しくは買付けに係る委託保証金又は発行日決済取引に係る委託保証金の率の引上げ又は当該委託保証金の有価証券をもってする代用の制限
  - （2）信用取引による売付け若しくは買付けに係る委託保証金又は発行日決済取引に係る委託保証金を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算において、時価に乗すべき率の引下げ
  - （3）信用取引による売付け又は買付けに係る委託保証金の有価証券をもってする代用の制限を行う場合において、当該委託保証金のうち有価証券をもって代用することができない部分の全部又は一部に相当する額の金銭の取引参加者による当取引所への預託
  - （4）信用取引による売付け若しくは買付け（取引参加者の信用売り又は信用買いを含む。）の制限又は禁止
- (12) 信用取引残高の日々公表

（特設注意市場銘柄に指定された銘柄等に係る信用取引残高の公表）

第2条 当取引所は、有価証券上場規程第501条第1項に規定する特設注意市場銘柄に指定された銘柄が信用取引を行うことができる銘柄である場合には、その信用取引残高を日々公表するものとする。

### 2 約諾書に基づく遅延損害金の率

次に掲げる約諾書の規定に基づき当取引所が定める遅延損害金の率は、100円につき1日4銭とする。

- （1）信用取引口座設定約諾書第11条第3項及び第13条

### 3 委託保証金の代用有価証券からの除外について

- 1 国内の金融商品取引所に上場されている株券が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を、発行日決済取引に係る委託保証金及び信用取引に係る委託保証金の代用有価証券から除外する。
  - （1）当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の金融商品取引所の上場会社の完全子会社となる場合
  - （2）当該株券の発行者が国内の金融商品取引所の上場会社に吸収合併される場合
  - （3）その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の金融商品取引所に速やかに上場される見込みがあるとき
- 2 前項の規定は、委託保証金の代用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

---

信用取引に関連する規定の詳細については、株式会社東京証券取引所の取引参加者である金融商品取引業者へお尋ね下さい。